

2025年3月

「地域密着型イノベーションを可能とする次世代研究者育成プログラム」募集要項 (2025年度)

本学は、科学技術振興機構（JST）「次世代研究者挑戦的研究プログラム～博士後期課程学生の挑戦を支援する～」に2024年より採択されました。この事業により、優秀な博士後期課程相当の学生に対して、生活費相当額及び研究費の支給や、キャリア開発・育成コンテンツ（国際性の涵養、学際性の涵養、キャリア開発、トランスファラブルスキル*の習得、インターンシップ等）をはじめとする様々な支援を行います。本要項において本プロジェクト採用に関し必要な事項を定めます。

*トランスファラブルスキルとは

特に博士課程の学生については、大学等の研究者としてチームでのプロジェクト型研究や学際的研究など新しい研究スタイルに対応していくためのスキルであることだけでなく、企業等のアカデミア以外の場でも活躍できるためのスキルとされており、幅広い職業選択の機会を確保する上でも重要とされています。

1. 本学の取組

香川県の特徴であるニッチトップ企業も多数存在する広い産業分野の中小企業が集積し、物理的にも小さな地方都市で、産業との距離が近いということを strong point として、そのアクセスの良さを最大限活用し、地域の産業・自治体・公的研究機関等で必要とされる知識や能力、技術などを「総合知」として一括に捉え、学生に共有します。特に、“少子”+“高齢”化に伴うヘルスケア（医療）に特化し、地方における医療ビッグデータ構築と現場のニーズをあらゆる角度から検証する機会を提供します。地方都市のライフスタイルから明らかになったニーズから、ビジネスチャンスを生み出し、地方で挑戦できる環境を官民で最大限サポートすることで、地域密着型イノベーションを生み出せる次世代型研究者を輩出する大学を目指します。輩出を目指す具体的な人材像は、以下の4つです。

人材像①ロボット・AI・DX 医療における機器・システム開発に必要な医療と工学知識を合わせ持つエキスパート

人材像②未来医療で求められる生体データの解析に特化した医療知識を持つ次世代型システムエンジニア

人材像③農業・漁業従事者の身体活動の可視化と作業の最適化に特化した次世代型リハビリエンジニア

人材像④デザインによる健康作り（例えば小児予防医学）に特化した医療知識を持ち合わせる早発人材

2. 応募要件

本学の博士後期課程相当の学生であり、支援期間を通じて、本プログラムのキャリア開発・育成コンテンツを履修することができる者としてします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 標準修業年限を超えて在籍している者
- (2) 国費外国人留学生又は国内・母国から奨学金等の支援を受ける留学生
- (3) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
- (4) 給与・役員報酬等の安定的な収入（年額 240 万円以上）を受給している者又は受給可能である者
- (5) 香川大学大学院学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 72 条に定める懲戒を受けたことがある者
- (6) 2025 年 4 月現在、休学中の者

* 年齢制限は特に設けません。

* 社会人学生について、所属企業等から十分な生活費相当額（他の事業等を踏まえ、240 万円/年を基準とする）を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は対象になりません。

* 現在、企業から給与等を受給していない等、生活費相当額を受給していない社会人（例えば一度社会に出てから早期に企業等を退職し、博士後期課程に進学した学生等）も対象となります。

* 他大学の修士課程からの進学者も対象となります。

3. 申請対象者、選抜人数、支援期間

所属	対象者	新規選抜 学生数	支援期間
創発科学研究科 (博士後期課程)	2025 年 4 月入学生	8 名	2025 年 4 月～2028 年 3 月（3 年間）
	2024 年度以前入学生		2025 年 4 月～標準修業年限修了時
医学系研究科 (博士課程、	2025 年 4 月入学生		博士課程： 2025 年 4 月～2029 年 3 月（4 年間）

博士後期課程)		博士後期課程：
	2024 年度以前入学生	2025 年 4 月～2028 年 3 月（3 年間） 2025 年 4 月～ 標準修業年限修了時

* 毎年度、継続のための申請及び審査を行います。

* 留学・休学や出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とします（原則 2 年間）。

* 渡日できていない留学生も申請可能です。ただし、支援開始は渡日後になります。

4. 研究奨励費（生活費相当額）及び研究費

学生 1 人につき、以下のとおり支給する予定とします（年額）。

研究奨励費（生活費相当額） 210 万円

研究費 60 万円

計 270 万円

5. 提出書類

(1) 申請書（地域密着型イノベーションを可能とする次世代研究者育成プログラム）：指定様式

* 機器・システム開発、生体解析、環境改善、健康などに関連した研究テーマを記載してください。研究計画書を英語で作成した場合は、参考資料としてその和訳を添付してください。

(2) 2024 年度収入証明書（住民税非課税証明書や市・県民税（所得・課税）証明書を含みます。証明される所得は、証明書の前年度のものです。）

6. 提出先

以下のメールアドレスあてに、PDF 形式で提出してください。

医学系研究科 daigakuin-m@kagawa-u.ac.jp

創発科学研究科 kogakumu-t@kagawa-u.ac.jp

7. 提出期限

2025 年 4 月 11 日（金）17：00（厳守）

8. 選抜学生の義務等

(1) 必須事項

- ①研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- ②本プログラムによる支援期間を通じて、事業統括が指定するキャリア開発・育成コンテンツを履修すること。
- ③①及び②の取組状況について、年半期毎に指導教員に研究経過報告書を提出し、面談を受けること。
- ④研究倫理 e-learning APRIN プログラムを受講すること
(受講方法は選抜学生に別途お知らせします)
- ⑤毎年度、事業統括に研究報告書を提出すること。
- ⑥大学院修了後 10 年以上、キャリアに関する追跡調査に協力すること。
- ⑦JST が選抜学生に直接フォローアップを行うために、大学からメールアドレスを JST に提供することへ同意すること。

(2) 可能な限り履行

以下の取組への参加等、自ら積極的なキャリア開発・育成の機会の確保に努めること。

- ①海外留学等 (海外留学に相当する機会を含む)
- ②「ジョブ型研究インターンシップ」事業への登録
- ③企業等での長期インターンシップや研究スタッフとしての従事
- ④その他、事業統括から指示する事業

9. 支援の取消

事業統括が以下に該当すると判断した時は改善指導を行います。改善が見込めないと判断した時は採用を取り消します。

- ・本プログラムで課している義務が遂行されていない
- ・研究が計画どおり進んでいない
- ・その他選抜学生として適当でないと判断する事由がある

なお、研究不正及び虚偽の申請が発覚した時は、採用を取り消すと同時に、既に支給した研究奨励費等は返納させます。

10. その他

(1) 選抜学生は、本学ホームページ等において氏名等を公表します。

(2) 研究奨励費 (生活費相当額) は雑所得として扱われることを、扶養義務者 (親等) に連絡してください。扶養義務者 (親等) の健康保険や扶養手当等における扶養の取扱いについては、扶養義務者 (親等) の職場の担当者に問い合わせてください。学生が被扶養者となれない場合は、学生自身で国民健康保険に加入する必要があります。

す。

(3) 研究奨励費（生活費相当額）は雑所得として課税されるので、確定申告が必要になります。

問い合わせ先

医学部学務課

〒761-0793

香川県木田郡三木町池戸 1750-1

TEL: 087-891-5676

Email: daigakuin-m@kagawa-u.ac.jp

林町地区統合事務センター学務課

〒761-0396

香川県高松市林町 2217-20

TEL: 087-864-2027

Email: kogakumu-t@kagawa-u.ac.jp